

○市川市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成20年12月12日

条例第39号

改正 平成23年12月7日 条例第45号

市川市立図書館設置条例（昭和39年条例第47号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置等）

第2条 図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------|----------------|
| 市川市行徳図書館 | 市川市末広1丁目1番31号 |
| 市川市信篤図書館 | 市川市高谷1丁目8番1号 |
| 市川市南行徳図書館 | 市川市相之川1丁目2番4号 |
| 市川市市川駅南口図書館 | 市川市市川南1丁目10番1号 |

2 前項に定めるもののほか、本市に市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第22号。以下「生涯学習センター条例」という。）に基づき、市川市中央図書館を設置する。

（平23条例45・一部改正）

（事業）

第3条 図書館においては、法第3条各号に掲げる事項を実施する。

（館外貸出しを受けることができるもの）

第4条 法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）の館外貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受けることができるものは、本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体であって読書会等を主催するものとする。ただし、教育委員会が適当と認めるものは、この限りでない。

（館外貸出しの登録）

第5条 館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。ただし、生涯学習センター条例第10条第1項本文の登録を受けているものは、この限りでない。

2 前項本文の登録（以下「登録」という。）の有効期間は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人 登録の日から起算して3年

(2) 団体 登録の日からその日の属する年度の末日まで

3 有効期間の満了後、引き続き館外貸出しを受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に登録の更新の申請をしなければならない。

4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年

(2) 団体 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して1年

（平23条例45・一部改正）

（登録の申請等）

第6条 登録を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に登録の申請をしなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をしたものが第4条に規定するものであるときは、その登録をするものとする。

3 教育委員会は、登録をしたときは、第1項の規定による申請をしたものに対し、図書館利用券を交付するもの

とする。ただし、その者が市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第37号）第4条第3項又は第4項の規定により同条例第2条第2項に規定する多目的サービスに係る情報の記録がされた住民基本台帳カード（第9条第1項において「館外貸出対応住基カード」という。）の返還を受ける者であるときは、この限りでない。

4 図書館利用券の交付を受けたものは、当該図書館利用券を壊し、汚し、又は失ったときは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請して、その再交付を受けることができる。

5 図書館利用券は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（変更の届出）

第7条 登録を受けたものは、前条第1項の規定による申請をした事項に変更があったときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 教育委員会は、登録を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定するものでなくなったとき。

(2) 不正の手段により登録（第5条第3項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

（館外貸出しの承認等）

第9条 館外貸出しを受けようとするものは、図書館利用券（生涯学習センター条例第11条第3項本文の規定により交付されている図書館利用券を含む。）又は館外貸出対応住基カードを提示して、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、館外貸出しを受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(1) 図書館資料を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(2) 次条に規定する期間を経過してもなお館外貸出しを受けた図書館資料を返還しないとき。

(3) 生涯学習センター条例第14条第2項第2号に該当するとき。

（平23条例45・一部改正）

（館外貸出しを受けることができる図書館資料等）

第10条 館外貸出しを受けることができる図書館資料及びその数量並びに期間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

| 区分 | 館外貸出しを受けることができる図書館資料 | 館外貸出しを受けることができる図書館資料の数量（現に館外貸出しを受けている図書館資料及び生涯学習センター条例に基づく館外貸出しを受けている図書館資料の数量を含む。） | 館外貸出しを受けることができる期間 |
|----|----------------------|--|------------------------|
| 個人 | 図書 | 20 | 前条第1項の承認を受けた日から起算して15日 |
| | コンパクトディスク | 3 | |
| | ビデオテープ | 2 | |
| | ビデオディスク | 1 | |
| 団体 | 図書 | 20 | 前条第1項の承認を受けた日から起算して31日 |
| | コンパクトディスク | 3 | 前条第1項の承認を受けた日から起算して15日 |

（平23条例45・一部改正）

（館外貸出しの制限）

第11条 図書館資料のうち貴重図書その他教育委員会が指定するものは、館外貸出しは行わない。

2 館外貸出しを受けた図書館資料は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（開館時間）

第12条 図書館の開館時間は、次の表の左欄に掲げる図書館の区分に応じ、同表の右欄に定めるところとする。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

| 区分 | 開館時間 |
|---------------------|---|
| 市川市行徳図書館 | 午前10時から午後7時30分（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）まで |
| 市川市信篤図書館及び市川市南行徳図書館 | 午前9時30分から午後5時まで |
| 市川市市川駅南口図書館 | 午前9時30分から午後9時（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午後6時）まで |

（休館日）

第13条 図書館の休館日は、次の表の左欄に掲げる図書館の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

| 区分 | 休館日 |
|-----------------------|--|
| 市川市行徳図書館及び市川市市川駅南口図書館 | <ol style="list-style-type: none"> 1 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日以外の日） 2 毎月末日（その日が1に掲げる日、日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い1に掲げる日、日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日以外の日） 3 1月1日から同月4日まで 4 12月28日から同月31日まで |
| 市川市信篤図書館及び市川市南行徳図書館 | <ol style="list-style-type: none"> 1 月曜日 2 祝日法に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日） 3 毎月末日（その日が1若しくは2に掲げる日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い1及び2に掲げる日、日曜日並びに土曜日以外の日） 4 1月2日から同月4日まで 5 12月28日から同月31日まで |

（入館の制限等）

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館を利用するもの（第1号及び第2号において「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が図書館の施設、附属設備又は図書館資料（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他図書館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

（損害賠償）

第15条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第16条 教育委員会は、市川市市川駅南口図書館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条各号（第5号を除く。）に掲げる事項を行うこと。
- (2) 図書館利用券を交付し、及び再交付すること。
- (3) 館外貸出しの承認を行うこと。
- (4) 入館を禁じ、及び退館を命ずること。
- (5) 施設等の維持管理（軽微なものに限る。）を行うこと。
- (6) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

3 指定管理者が行う市川市市川駅南口図書館の管理の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成16年条例第2号）に定めるもののほか、第4条、第6条第3項及び第4項並びに第9条から第14条までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第4条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条第3項本文中「教育委員会は、登録」とあるのは「指定管理者は、教育委員会が登録」と、同条第4項中「教育委員会に」とあるのは「指定管理者に」と、第9条及び第10条ただし書中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条ただし書及び第13条ただし書中「教育委員会が必要と認める」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第14条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項、第12条及び第13条の規定（市川市市川駅南口図書館に係る部分に限る。）並びに第16条の規定は、同月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の市川市立図書館設置条例（次項において「旧条例」という。）に基づく教育委員会規則の規定により図書館利用券の交付を受けているものは、この条例の施行の日において、新条例第5条第1項本文の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、同条第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例に基づく教育委員会規則の規定により交付されている図書館利用券は、新条例第6条第3項本文の規定により交付された図書館利用券とみなす。

附 則（平成23年12月7日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例又は第2条の規定による改正前の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき20以上の数量の図書の館外貸出しを受けている個人は、その数量が20未満となるまでの間は、新たに第1条の規定による改正後の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び第2条の規定による改正後の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づく図書の館外貸出しを受けることができない。